

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 利用調整（第三条―第十一条）

第三章 保育の利用（第十二条―第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条第三項の規定による保育所等の利用調整（法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下「利用調整」という。）及び東京都北区（以下「北区」という。）における保育の実施その他保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。）第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が支援法第二十条第一項の規定により支援法第十九条第二号又は第三号に掲げる区分についての認定を受けたものに限る。）をいう。
- 二 認可保育所 法第三十五条第三項の規定により北区が設置した保育所（以下「区立保育所」という。）並びに同条第四項の規定により国、東京都及び北区以外の者が東京都知事の認可を受けて設置した保育所をいう。
- 三 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう（保育所であるものを除く。）。
- 四 地域型保育事業等 法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

五 認可保育所等 前三号に掲げる認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業等をいう。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第二章 利用調整

(保育の利用申請)

第三条 認可保育所等において保育を受けること（以下「保育の利用」という。）を希望する児童

（現に認可保育所等において保育を受けている児童であつてほかの認可保育所等における保育の利用を希望するものを含む。）の保護者は、東京都北区長（以下「区長」という。）が必要と認める書類により、別に区長が定める期限までに区長に申請しなければならない。ただし、事業所内保育事業による保育（法第六条の三第十二項第一号イ若しくはロに規定する労働者又は同号ハに規定する構成員の監護する児童に係る保育に限る。）を受けることを希望する場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定による利用申請（以下「利用申請」という。）を行つた保護者（以下「申請者」という。）は、利用申請から利用承諾までの間に、利用申請の内容に変更が生じたときは、変更届（第一号様式。以下「変更届」という。）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(利用調整)

第四条 区長は、利用申請があつたときは、当該利用申請に係る児童の保育の利用について、認可保育所等ごとに利用調整を行うものとする。

- 2 前項の規定による利用調整は、別表第一に定める選考指数又は別表第二に定める夜間選考指数及び別表第三に定める調整指数を合算して得た保育指数（以下「保育指数」という。）の高い世帯の児童から、順次保護者の希望及び認可保育所等の利用状況を考慮して行うものとする。
- 3 保育指数が同一の場合は、別表第四に定める基準により優先順位を決定し、決定した優先順位に基づき第一項による利用調整を行うものとする。
- 4 区長は、第一項の規定による利用調整により、保育の利用内定児童（以下「内定児」という。）を決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長は、申請者の属する世帯の状況その他の事情を総合的に勘案し、特に必要があると認めるときは、第二項及び第三項に規定する方法によらずに、内定児を決定することができる。
- 6 区長は、前二項の規定による決定（以下「利用内定」という。）を行つたときは、内定児の保

護者に対し、認可保育所等（以下「内定保育所等」という。）の長を通して、決定した内容を通知しなければならない。

（利用要請）

第五条 区長は、前条の規定による利用調整により認定こども園（北区が設置者である認定こども園を除く。以下この条及び第七条第二項において同じ。）又は地域型保育事業等（北区が事業者である地域型保育事業等を除く。以下この条及び第七条第二項において同じ。）の利用内定を行ったときは、当該認定こども園の設置者又は当該地域型保育事業等を行う者に対し、内定児の保育の利用の要請を行うものとする。

（面接及び健康診断）

第六条 内定児の保護者は、入所日の属する月の前月末日までに内定保育所等の長が実施する内定児に係る面接を受け、及び内定保育所等の長が指定する医師の健康診断を内定児に受けさせなければならない。

2 内定保育所等の長は、前項の規定による面接及び医師の健康診断の結果を勘案し、区長に対して内定児の集団保育の可否について意見を申し出なければならない。

（利用承諾等）

第七条 区長は、前条第一項の規定による面接及び医師の健康診断並びに同条第二項の規定による内定保育所等の長の意見を勘案し、認可保育所又は認定こども園（北区が設置者である認定こども園に限る。以下この項及び第九条第二項において同じ。）における内定児の集団保育が可能であると認めたときは、当該認可保育所又は当該認定こども園における保育の利用の決定（以下「利用承諾」という。）を行い、当該内定児の保護者に対しては保育利用承諾書（第二号様式（甲））により、利用承諾を行った認可保育所又は認定こども園の長に対しては保育利用承諾書（第二号様式（乙））によりそれぞれ通知しなければならない。

2 第五条の規定による利用の要請を受けた認定こども園の設置者又は地域型保育事業等を行う者が当該内定児の保育の利用の可否を決定したときは、速やかに区長に報告しなければならない。

（利用の保留）

第八条 区長は、第四条の規定による利用調整並びに第六条の規定による面接及び医師の健康診断により、児童を認可保育所等で速やかに保育できない旨の決定（以下「利用保留」という。）を行ったときは、保育利用保留通知書（第三号様式）により当該児童の保護者に通知しなければならない。

（利用承諾の取消し）

第九条 区長は、利用承諾を受けた児童又は当該児童の保護者が入所日までに次のいずれかに該当したときは、利用承諾を取り消すことができる。

- 一 支援法第十九条第二号の内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。
- 二 北区外へ転出したことにより、区長が別に定める受入れの制限事項に該当したとき。
- 三 第三条第二項の規定による区長への届出がなされていないこと又は事実と異なる内容により利用申請がなされたことにより、第四条の規定による利用調整に影響があったと認められるとき。
- 四 保護者から区長が別に定める入所辞退届出書の提出があったとき。
- 五 その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により利用承諾を取り消したときは、利用承諾を取り消した児童の保護者に対しては保育利用取消通知書（第四号様式（甲））により、認可保育所又は認定こども園の長に対しては保育利用取消通知書（第四号様式（乙））により通知しなければならない。

（利用申請の特例）

第十条 第八条の規定により、利用保留となった児童の利用調整については、利用申請のあった日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに行われる利用調整までは利用申請があったものとみなして利用調整を行うことができる。

（認可外保育施設が認可保育所等へ移行することに伴う継続入所）

第十一条 認可外保育施設（法第五十九条の二に規定する認可外保育施設をいう。）が認可保育所等へ移行する場合の当該施設において現に保育を受けている児童の保育の利用の取扱いについては、区長が別に定める。

第三章 保育の利用

（入所日）

第十二条 認可保育所等の入所日は、月の初日とする。

（利用期間）

第十三条 認可保育所等の利用期間（以下「利用期間」という。）は、利用申請があった日以降において、区長が保育の利用を必要と認める日から支援法第二十一条に定める教育・保育給付認定の有効期間を限度として、保育が必要と見込まれる期間と保護者の希望をもとに区長が決定するものとする。

（利用期間の変更）

第十四条 区長は、前条の規定により決定した在園児の利用期間について、当該在園児の保護者か

ら利用期間満了日以降も引き続き保育を必要とする事由を証明する書類の提出があったときは、前条の規定を準用して利用期間を変更することができる。ただし、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号。以下「府令」という。）第一条の五第六号に掲げる事由に該当する在園児の保護者が利用期間満了日以降も同号に掲げる事由により引き続き保育の利用を希望する場合（主たる稼働者が失業中である場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項ただし書に該当する場合における当該在園児の保育の利用については、第四条の規定を準用して再度の利用調整を行い決定するものとする。

3 区長は、第一項の規定により利用期間を変更したときは、利用期間を変更した児童の保護者に対しては利用期間変更通知書（第五号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては利用期間変更通知書（第五号様式（乙））により通知しなければならない。

（現況の届出）

第十五条 在園児の保護者は、当該在園児の属する世帯の状況等に変更があったときは、遅滞なく、変更届に区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出なければならない。

2 在園児の保護者は、毎年一回区長が別に定める期限までに東京都北区子ども・子育て支援法施行細則（令和六年三月東京都北区規則第一九号）第十条に規定する届書に区長が必要と認める書類を添えて、区長へ世帯の状況を届け出なければならない。

（利用停止）

第十六条 区長は、在園児が次の各号に掲げるいずれかの事由により一時的に認可保育所等へ通所できなくなったときは、当該各号に定める期間を限度として認可保育所等の利用を停止すること（以下「利用停止」という。）ができる。

一 在園児が傷病により、認可保育所等へ通所できないとき。 次項の規定による申請を受けた日の属する月の翌月（申請を受けた日が月の初日（当該初日が東京都北区の休日を定める条例（平成元年三月東京都北区条例第一号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日とする。以下この条において同じ。）であるときは当月）以降で保護者が希望する二月

二 在園児が保護者の里帰り出産に伴うことにより、認可保育所等へ通所できないとき（出産後に帰郷する場合を除く。）。 出産予定月を含む二月

2 利用停止を希望する在園児の保護者は、利用停止を希望する月の初日までに保育利用停止申請書（第六号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請を受けて利用停止を決定した場合は、利用停止を決定した児童

の保護者に対しては保育利用停止通知書（第七号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用停止通知書（第七号様式（乙））により通知しなければならない。

4 利用停止の解除を希望する在園児の保護者は、変更届により区長に利用停止の解除の届出を行わなければならない。

5 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請を受けた日以降の保護者が解除を希望する日をもって利用停止を解除するものとする。

6 区長は、前項の規定により利用停止を解除したときは、利用停止の解除を行った在園児の保護者に対しては保育利用停止解除通知書（第八号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用停止解除通知書（第八号様式（乙））により通知しなければならない。

（延長保育の利用申請）

第十七条 区立保育所が東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号。

以下「保育所条例施行規則」という。）第四条に規定する保育所の開所時間（以下「開所時間」という。）を超えて行う保育（月単位で利用する場合に限る。以下「月ぎめ延長保育」という。）の利用を希望する保護者は、延長保育利用申請書（第九号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、別に区長が定める期限までに区長に申請しなければならない。

2 区立保育所が開所時間を超えて行う保育（一日単位で利用する場合に限る。以下「時間外スポット保育」という。）又は開所時間内において保育所条例施行規則第五条ただし書に規定する短時間保育児童に係る保育時間（以下「短時間保育児童の保育時間」という。）を超えて行われる当該短時間保育児童に対して行う保育（以下「時間内スポット保育」という。）の利用を希望する保護者は、延長保育（一日単位）利用申請書（第十号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（延長保育の利用対象）

第十八条 延長保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす世帯の在園児（第一号又は第二号に掲げる延長保育にあつては、満一歳以上の在園児に限る。）を対象とする。

一 月ぎめ延長保育 府令第四条第一項に規定する保育必要量が一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区分における認定を受けており、かつ、就労、通勤等の理由により午後六時十五分以降に週三日以上又は月十二日以上、在園児を保育することが困難であること。

二 時間外スポット保育 午後六時十五分以降に在園児を保育することが困難であること。

三 時間内スポット保育 府令第四条第一項に規定する保育必要量が一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分における認定（以下「保育短時間認定」という。）を受けていること。

（月ぎめ延長保育の利用調整及び延長保育の利用承諾）

第十九条 区長は、第十七条第一項の規定による月ぎめ延長保育の利用の申請があったときは、当該利用の申請に係る在園児の月ぎめ延長保育の利用について、第四条第二項の規定を準用して利用調整を行い、延長保育の利用の決定（以下「延長承諾」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による月ぎめ延長保育の利用調整において、世帯の保育指数が同一の場合は、別表第五に定める基準により優先順位を決定し、決定した優先順位に基づき延長承諾を行うものとする。

3 区長は、前項の利用調整により月ぎめ延長保育の延長承諾を行ったときは、延長承諾を行った在園児の保護者に対しては延長保育利用承諾書（第十一号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育利用承諾書（第十一号様式（乙））により通知しなければならない。

（時間外スポット保育及び時間内スポット保育の延長承諾）

第二十条 区長は、第十七条第二項の規定による時間外スポット保育の利用の申請があったときは、月ぎめ延長保育を利用する在園児の数が保育所条例施行規則別表第二に規定する開所時間を超えて保育を行う保育所の定員を満たしていない場合に限り、延長承諾を行うものとする。

2 区長は、第十七条第二項の規定による時間内スポット保育の利用の申請があったときは、当該在園児の保護者の時間内スポット保育を必要とする状況を勘案して延長承諾を行うものとする。

3 区長は、第十七条第二項の規定による時間外スポット保育又は時間内スポット保育の利用の申請を受けずに、開所時間（時間内スポット保育にあつては、短時間保育児童の保育時間）を超えて保育を実施したときは、時間外スポット保育又は時間内スポット保育の利用の申請があったものとみなす。

4 区長は、前三項の規定により、時間外スポット保育又は時間内スポット保育の延長承諾を行ったときは、延長承諾を行った在園児の保護者に対しては延長保育（一日単位）利用承諾書（第十二号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育（一日単位）利用承諾書（第十二号様式（乙））により通知しなければならない。

（月ぎめ延長保育の利用の保留）

第二十一条 区長は、第十九条の規定による利用調整により、月ぎめ延長保育の利用の申請を行った在園児を速やかに保育できない旨の決定をしたときは、延長保育利用保留通知書（第十三号様

式)により、当該在園児の保護者へ通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行った在園児については、第十条の規定を準用する。

(月ぎめ延長保育の利用の解除)

第二十二条 月ぎめ延長保育を利用する在園児の保護者が延長保育を必要としなくなったときは、延長保育の解除を希望する月の前月末日（当該末日が休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。）までに変更届により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、月ぎめ延長保育の利用を解除し、月ぎめ延長保育の解除を行った在園児の保護者に対しては延長保育利用解除通知書（第十四号様式（甲））により、区立保育所の長に対しては延長保育利用解除通知書（第十四号様式（乙））により通知しなければならない。

(保育の利用の解除)

第二十三条 区長は、在園児又は当該在園児の保護者が次のいずれかに該当したときは、当該在園児の保育の利用を解除することができる。

一 支援法第十九条第二号の内閣府令で定める事由に該当しなくなったとき。

二 第十三条に規定する保育の利用期間が満了したとき（第十四条第一項の規定による利用期間の変更が行われた場合を除く。）。

三 集団保育を実施することが困難であると区長が認めるとき。

四 東京都外へ転出したとき。

五 一月を超えて通所しないとき（第十六条の規定により利用停止となった場合を除く。）。

六 第三条第二項の規定による区長への届出がなされていないこと又は事実と異なる内容により利用申請がなされたことが入所日以降に明らかになり、当該在園児の利用調整及び利用承諾に影響があったと認められるとき。

七 児童の保護者から退所届（第十五号様式）の提出があったとき。

八 正当な理由なく第十五条第一項及び第二項に規定する届出を行わないとき。

九 その他区長が特に必要と認めるとき。

(保育の利用の解除の通知)

第二十四条 区長は、前条の規定により保育の利用を解除したときは、保育の利用を解除した在園児の保護者に対しては保育利用解除通知書（第十六号様式（甲））により、認可保育所等の長に対しては保育利用解除通知書（第十六号様式（乙））により通知しなければならない。

第四章 雑則

(委任)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、保育所等の利用調整及び保育の利用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則（平成三十年十月東京都北区教育委員会規則第十八号）の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、この規則の相当規定により調製された用紙とみなし、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和六年七月二三日規則第七〇号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則第四条第五項、別表第三及び別表第四の規定は、令和七年四月一日以後に保育の利用を開始する場合の利用申請に係る利用調整について適用し、同日前のものに係る利用調整については、なお従前の例による。

付 則（令和七年三月二七日規則第三一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則別表第一及び別表第二の規定は、令和七年五月一日以後に保育の利用を開始する場合の利用申請に係る利用調整について適用し、同日前のものに係る利用調整については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

選考指数

番	保護者の状況	選考指数
---	--------	------

号	類型	細目			
1	労働	外勤 自営 在宅勤務	週 5 日以上	週40時間以上の就労を常態	10
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	8
			週 4 日以上	週32時間以上の就労を常態	9
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	8
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7
			週 3 日以上	週24時間以上の就労を常態	8
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7
				週12時間以上18時間未満の就労を常態	6
				週12時間以上の在宅勤務	6
			週 3 日未満	月48時間以上の就労を常態	5
2	求職	就労内定 (保育実施月 からの就労証 明書の提出あ り)	週 5 日以上	週40時間以上の就労を常態	8
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	7
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	6
			週 4 日以上	週32時間以上の就労を常態	7
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	6
			週 3 日以上	週24時間以上の就労を常態	6
			月48時間以上で上記以外の就労を常態		4
			別表第4番号6に該当する場合		番号1における選

					考指数を適用
		就労未定	求職又は起業準備のため昼間外出を常態として いる場合		3
3	出産	出産	予定月をはさんで産前2箇月から産後2箇月ま で		7
4	疾病 負傷 ・ 障害	疾病・負傷	入院	1 箇月以上の入院が確定している場 合も含む。	10
			居宅内療養	常時臥床	10
				精神性の疾病・感染症	10
				一般療養	8
		心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級 愛の手帳 1 度・2 度・3 度		10
			精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級		
			身体障害者手帳 3 級 愛の手帳 4 度		8
			身体障害者手帳 4 級		6
5	看護 (介護)	施設付添	週 5 日以上の常時付添が必要		10
			週 4 日以上の常時付添が必要		9
			週 3 日以上の常時付添が必要		8
		施設送迎	週 3 日以上の送迎が必要		7
		自宅看護・介 護（児童の別 居の祖父母を 含む。）	重度のため常時看護又は介護が必要		9
			上記以外の看護又は介護が必要		6
		6	災害	震災その他災害のため保育に当たれない場合	
7	就学 職業訓 練	就学	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態		番号 1 における選 考指数を適用
		職業訓練	月48時間未満の就学又は職業訓練を常態		3
		就学内定 職業訓練内定	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態		番号 2 における「就 労内定」の選考指数

			を適用
		月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3
8	その他	上記の細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	保育を必要とする事由に応じて番号1から7までの選考指数を適用

備考

1 選考指数の決定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 選考指数は、申請締切日までに提出された書類をもとに、利用調整実施時点の保護者及び世帯の状況をもとに決定する。
- (2) 選考指数は、保護者ごとに決定し、それぞれの選考指数を合算したものを世帯の選考指数とする。この場合において、保護者が1人のみである場合は、当該保護者の選考指数に選考指数10を加えたものを世帯の選考指数とする。
- (3) 選考指数は、保護者1人につき、1つのみ適用するものとし、当該保護者が複数の選考指数の類型に該当する場合であっても合算は行わないものとする。
- (4) 就労時間は、保護者の就労に係る時間にあつて、就労時間が1日6時間以上である場合は休憩時間（1時間）を含み、通勤時間を含まない時間とする。
- (5) 就学又は職業訓練により申請中の保護者が入所日に卒業又は修了等で在学していないときは、就労未定として選考指数3とする。
- (6) 申請締切日までに保育を必要とする事由を証明する書類が提出されないときは、就労未定として選考指数3とする。
- (7) 区長が別に定める就労証明書において、就労時間が月48時間に満たないときは、就労未定として選考指数3とする。
- (8) 保護者の労働時間が月48時間に満たないときは、就労内定の最低点として選考指数4とする。
- (9) 保護者の労働時間の確認ができないときは、当該保護者の就労時間に応じて就労内定の選考指数をそれぞれ適用する。この場合において、「選考指数4」とあるのは、「選考指数5」と読み替えるものとし、別表第4の適用に当たっては、労働の類型に該当するものとみなす。

- (10) 別表第4番号6に該当する保護者について、労働時間の確認ができないときは、当該保護者の就労時間に応じて番号1の選考指数をそれぞれ適用する。
- (11) 産後休業又は育児休業取得中の保護者が入所月の翌月初日までに職場復帰を前提に就労要件で申請するときは、職場復帰したものとみなして産前休業取得前の就労状況をもとに選考指数を決定する。
- (12) 区長が別に定める書式により、保護者から復職に関する申出があったときは、当該保護者の属する世帯の全ての保護者の選考指数を1とする。

2 本表において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 外勤 居宅外において就労すること（自営を除く。）。
- (2) 自営 自ら業を営むこと。
- (3) 在宅勤務 居宅内において就労すること。
- (4) 昼間 保育所等が開所している時間帯のこと。
- (5) 常時臥床 医師が作成した診断書の記載から傷病により常時寝たきりの状態が1箇月以上継続していることの確認ができること。
- (6) 精神性の疾病 精神科又は神経科等の医師が作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、病状等の確認ができること。
- (7) 一般療養 医師の作成した診断書に児童の保育を必要とする旨の記載があり、疾病（精神性の疾病及び感染症を除く。）のため通院及び療養を必要としていることの確認ができること。
- (8) 施設付添 心身障害児の学校若しくは訓練施設での学習及び訓練に昼間付き添っていること又は病院等に入院している者に昼間付き添っていること。
- (9) 施設送迎 心身障害児の学校若しくは訓練施設の登下校の送迎を行っていること又は病院等の通院、介護施設等への通所のため送迎を行っていること。
- (10) 労働時間 区長が別に定める就労証明書により証明された労働時間をいう。
- (11) 就労時間 区長が別に定める就労証明書により証明された就労時間をいう。

別表第2（第4条関係）

夜間選考指数

番号	保護者の状況		選考指数
	類型	細目	

1	労働	夜間就労 (変則就労が週1日以上を含む。) 週3日以上かつ1日4時間以上の就労	週5日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	10
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	9
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	8
			週4日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	9
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	8
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	7
			週3日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	8
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	7
				午後6時以降に1時間未満の就労を常態	6
			週2日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	7
				午後6時以降に1時間以上3時間未満の就労を常態	6
			週1日以上	午後6時以降に3時間以上の就労を常態	6
		常時残業		就労証明書その他の事業主が作成した就労状況を明らかにする書類により、常時残業の実績が上記「夜間就労」に該当する場合	番号1における選考指数を適用
		月48時間以上かつ、週3日未満又は1日4時間未満の就労		週2日以上、午後6時以降に1時間以上の就労	5
		就労内定 (就労証明書の提出あり)	保育実施月から上記の「夜間就労」又は「常時残業」に該当することが確定している場合		4
			別表第4番号6に該当する場合		番号1における選考指数を適用

2	就学	夜間就学 職業訓練	既に夜間就学又は職業訓練のため夜間外出を常態としている場合		番号1における選考指数を適用
			夜間就学又は職業訓練が内定している場合		4
3	特例 (保護者の一方が、番号1・2に該当する場合のみ適用)	疾病・負傷	入院	1箇月以上の入院が確定している場合も含む。	10
			居宅内療養	常時臥床	10
				精神性の疾病・感染症	10
				一般療養	8
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級 愛の手帳1度・2度・3度		10
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級		
			身体障害者手帳3級 愛の手帳4度		8
			身体障害者手帳4級		6
災害	震災その他災害のため保育に当たれない場合		10		
4	その他	上記の細目に掲げるもののほか、明らかに夜間の保育が必要と認められる場合			保育を必要とする事由に応じて番号1から3までの選考指数を適用

備考

- 1 夜間選考指数の決定は、別表第1備考1の基準を準用する。
- 2 本表において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 夜間就労 午後6時以降に労働することをいう。
 - (2) 夜間就学 午後6時以降に就学することをいう。
 - (3) 変則就労 就労時間（別表第1備考2(11)に定めるものをいう。）が変則的であることにより、午後6時以降に労働することをいう。
 - (4) 常時残業 時間外勤務により、午後6時以降に労働することを常態としていることをいう。

別表第3（第4条関係）

調整指数

番号	条件	調整指数
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた世帯（就労により自立支援につながる場合に限る。）	+ 3
2	ひとり親でほかに同居者がいない世帯 児童の父母が別居し、離婚調停中であり、ほかに同居者がいない世帯 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力の被害を受けている者で避難先にほかに同居者がいない世帯 児童の父母が不存在の世帯	+ 3
3	児童の保護者が北区内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、認証保育所（法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。）、家庭福祉員（東京都北区家庭福祉員制度運営規則（昭和40年3月東京都北区規則第19号）に規定する家庭福祉員をいう。）又は企業主導型保育事業所（支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設をいう。）に保育士又は保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上の雇用契約（以下「保育士優先基準時間」という。）で就労しており、入所月以降も引き続き就労が見込まれる世帯（保育士証の写しの提出があり、かつ、保育士優先基準時間の労働時間（別表第1備考2（10）に定めるものをいう。）の確認ができる場合に限る。）	+ 3
4	同居の兄弟姉妹が認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（法第6条の3第12項第1号イ若しくはロに規定する労働者又は同号ハに規定する構成員の監護する乳児又は幼児に係る保育を除く。）、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び認定こども園に在園している世帯（認定こども園の在園については、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる区分についての認定を受けた児童が在園している場合に限る。） 同居の兄弟姉妹で同時に第3条第1項の規定による利用申請をしている世	+ 2

	帯（当該世帯の兄弟姉妹が異なる保育所等の利用を希望している場合を含む。）	
5	申請中の児童を就学前まで継続して在園できない認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業所に預けており、その児童が当該施設を卒園する年度の翌年度4月入所を申請している世帯（4月入所のみ適用）	+ 2
6	主たる稼働者が失業している世帯（別表第1番号2の就労未定の選考指数3の場合に限る。）	+ 1
7	在園児又は卒園児が保育料を過去3箇月分以上滞納している世帯	- 4

備考

- 1 世帯の状況が番号1から番号6までのいずれかに複数該当する場合であっても、番号1から番号6までの調整指数の合算は行わない。
- 2 世帯の状況が番号1から番号6までのいずれかの条件に該当する世帯が、同時に番号7の条件に該当する場合は、番号1から番号6までの調整指数から番号7の調整指数を減じて得た調整指数を当該世帯の調整指数とする。
- 3 区長が別に定める書式により、復職に関する申出があった保護者の属する世帯は、世帯の状況が番号1から番号7までのいずれかに該当する場合であっても、調整指数の適用を行わない。

別表第4（第4条関係）

同一保育指数の場合の優先順位

番号	内容
1	60歳未満の同居者がいないひとり親世帯
2	申請中の児童を家庭において保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切現在、保育料の滞納がない世帯
4	別表第1による選考指数又は別表第2による夜間選考指数が高い世帯
5	多子世帯（利用申請締切現在、小学校就学前子どもが3人以上いる世帯でより多い世帯）
6	保護者が北区内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認証保育所、家庭福祉員及び企業主導型保育事業所に保育士又は保育教諭として保育士優先基準時間で就労しており、入所月以降も引き続き就労が見込まれる世帯（保育士証の写しの提出があ

	った場合に限り、労働時間が月48時間に満たない場合を除く。)又は保育士優先基準時間の就労を予定している世帯(保育士証の写しの提出があった場合に限る。)
7	兄弟姉妹が同一の認可保育所等に在園している世帯
8	別表第3番号5の調整指数に該当する世帯(4月入所のみ適用)
9	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	保護者のいずれもが別表第1番号1又は別表第2番号1の選考指数に該当する場合(保護者が1人のみの場合は、当該保護者が別表第1番号1又は別表第2番号1の選考指数に該当する場合とする。)
11	申請中の児童を認証保育所、家庭福祉員、ベビーホテル、事業所内保育事業所(支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給対象施設として確認を受けたものを除く。)、企業主導型保育事業所又はベビーシッターに有償で月48時間以上預けている世帯(当該世帯の保護者のいずれかが育児休業中である場合又は別表第1番号2の選考指数に該当する場合を除く。)
12	保育料算定の根拠となる税額が低い世帯

備考

- 1 番号1の「同居者」には児童の兄弟姉妹は含めない。

別表第5(第19条関係)

延長保育における同一保育指数の場合の優先順位

番号	内容
1	兄弟姉妹が延長保育を希望する保育所等において、月ぎめ延長保育を利用している世帯
2	兄弟姉妹が延長保育を希望する保育所等以外の保育所等において、月ぎめ延長保育を利用している世帯
3	利用調整の前月において、時間外スポット保育の利用回数が多い世帯
4	保育料算定の根拠となる税額が低い世帯